

- ◇さくらやまなみバス・阪急バス・阪神バス hanica 定期券相互利用スタート!3面
- ◇宮水ジュニアまつり・宮水学園祭を開催4面
- ◇甲東梅林梅びらき&文化祭を開催5面
- ◇西宮スポーツセンターで運動しよう8面
- ◇個人番号カードを順次交付8面

発行(毎月10・25日) / 西宮市役所: 〒662-8567 六湛寺町10-3 ☎0798-35-3151(代表) ●ホームページ <http://www.nishi.or.jp/>
 編集/政策局戦略部広報課 ☎0798-35-3400 ✉vo_kouhou@nishi.or.jp ●携帯サイト「ふるむ西宮」<http://www.nishi.or.jp/i/>



申告は正しくお早めに!

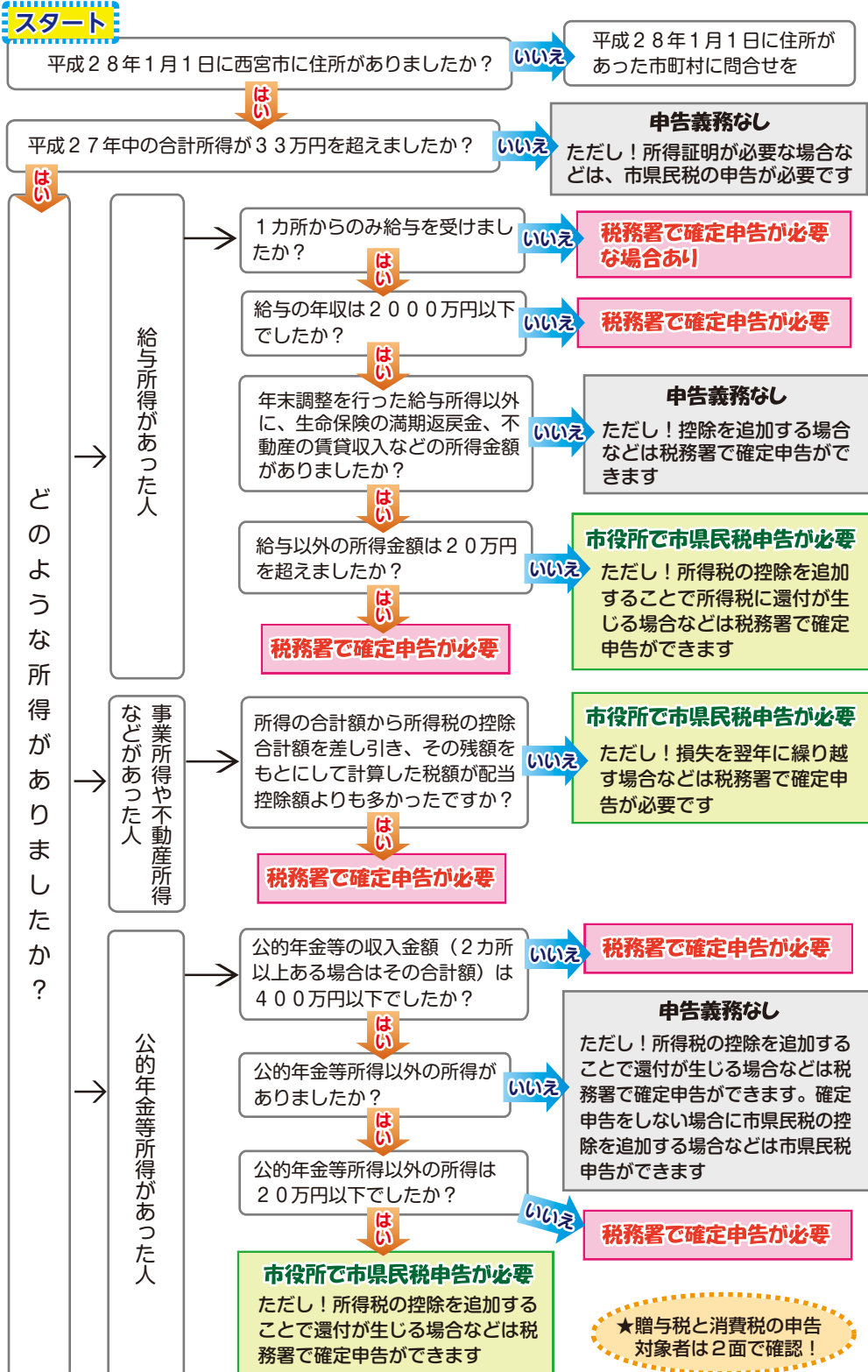
提出期間
2/16
~3/15

平成27年分所得税 平成28年度市県民税

所得税や市県民税などの申告の時期です。所得税などの確定申告や市県民税の申告対象者や申告・相談窓口などについて紹介します。提出期限が近づくと窓口が大変混雑しますので、早めに済ませましょう。

税の申告が必要かどうか チェック!

(注) フローチャートは一般的なケースですので、詳細は市民税課へ問合せを



※上記以外の所得があり、確定申告が必要と思われる人は、税務署に問い合わせてください
 ※税務署に所得税の確定申告書を提出した人は、市県民税の申告をする必要はありません

※申告期間中
西宮税務署の
駐車場は利用
できません



所得税などの申告会場

①西宮税務署

- 所得税および復興特別所得税... 2月16日(火)~3月15日(火)
 - 贈与税... 3月15日(火)まで
 - 消費税... 3月31日(木)まで
- ※いずれも土・日曜、祝日を除く

②西宮税務署以外の特設会場

期間(土・日曜、祝日を除く)	対象
西宮商工会館(櫛塚町2-20)	
3月15日(火)までの9:00~16:00	年金所得者、給与所得者の還付申告者(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税、住宅借入金等特別控除の申告を除く)
アピアホール(阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階)	
2月15日(月)までの9:30~16:00	年金所得者、給与所得者の還付申告者(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税の申告を除く)
2月16日(火)~29日(月)の9:30~16:00	年金所得者、給与所得者、事業所得者など(土地・建物・株式等の譲渡、贈与税および相続税の申告を除く)

西宮税務署で 2月21日(日)・28日(日) 休日申告相談 午前9時~午後5時

通常、土・日曜、祝日は受け付けていません。この2日間は
大変混雑が予想されますのであらかじめご了承ください。

※西宮税務署や各申告会場では、混雑の状況により早めに
相談受付を終了する場合があります

市県民税の申告会場

会場	開設期間(土・日曜を除く)	受付時間
市役所本庁舎2階	2月12日(金)~3月15日(火)	9:00~17:30
瓦木支所	2月19日(金)・22日(月)・23日(火)	9:30~11:30 13:00~16:30
甲東支所	2月24日(水)~26日(金)	
鳴尾支所	2月29日(月)~3月3日(木)	9:45~11:30 13:00~16:30
山口支所	3月4日(金)・7日(月)	
塩瀬支所	3月9日(水)・10日(木)	

※塩瀬・山口支所では、上記受付日時以外でも申告書を預かることができます

郵送での確定申告や申告に関連した市県民税の注意点・ふるさと納税税額控除などについては2面で紹介

問 所得税など...西宮税務署(0798・34・3930)、市県民税について...市民税課(0798・35・3267)

▶▶問合せは西宮税務署へ◀◀

所得税等の確定申告

申告書
作成時

復興特別所得税の
記載漏れにご注意を！

平成25年分から49年分まで、所得税と併せて復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を、申告・納付することとされています。申告書を作成する際には、記載漏れがないようにご注意ください。

インターネットで申告書作成し
郵送で申告できます！

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税申告書や贈与税の申告書などが作成できます。作成した所得税申告書などは、印刷して郵送などで提出できます。



所得税の確定申告作成コーナーに給与所得者または公的年金所得者向けの申告書作成画面を新設しました。初めての人でも操作しやすい画面になっているのでぜひご利用ください。

郵送方法

申告書に必ず住所・氏名を記入し、源泉徴収票や所得から控除される生命保険料の証明書など各種書類を必ず添付して、西宮税務署へ郵送または信書便で送付してください。

收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合は、複写により作成した(複写でないものはボールペンで記載を)申告書の控えと返信用封筒(宛名を記入し、切手を貼り付け)を同封してください。

贈与税・消費税の申告対象者

◆贈与税◆

平成27年中に贈与を受けた財産の価格の合計額が基礎控除である110万円を超えた人

※相続時精算課税を選択した場合は計算が異なります

◆消費税◆

事業所得や不動産所得がある人で、平成25年分の課税売上高が1000万円を超える人、課税事業者選択届出書を提出している人など

▶▶問合せは市民税課へ◀◀

市県民税に関するお知らせ

◎申告時の持ち物

申告時は、印鑑、源泉徴収票など収入の分かるもの(収入のない人は不要)を持参してください。また各種控除を受ける人は、生命

保険料や国民年金保険料等の控除証明書、医療費等の領収書、配偶者の所得が分かるもの、障害者手帳なども必要です。

◎住宅ローン控除の注意点

⚠️手続きが遅れると市県民税から控除できません⚠️

所得税の住宅ローン控除が適用されていて(平成19・20年入居以外)、控除可能額のうち所得税から控除しきれない額がある場合、市県民税の住宅ローン控除が適用されます。ただし、所得税の住宅ローン控除が給与所得の年末

調整か、市県民税納税通知書が届く前に行った確定申告によって適用されている必要があります。

手続きが遅れると市県民税からは控除できませんのでご注意ください。

◎ふるさと納税の税額控除

平成27年4月に「ふるさと納税ワンストップ特例」制度が開始されました。これにより自治体に対する寄附金(ふるさと納税)は年間5自治体までであれば、寄附先自治体へ申請を行うことで、税額控除に必要な確定申告や市県民税の申告が不要になりました。

ただし、6以上の自治体に対し特例申請を行ったり、確定申告や市県民税の申告を行った場合、特例の手続きは無効となります。この場合、控除を受けるためには、ふるさと納税の合計額を計上した確定申告等を行う必要があります。

◆確定申告書の記入箇所◆

第一表の寄附金控除の記載欄に加えて、第二表「住民税に関する事

項」の「寄附金税額控除」の「都道府県、市区町村」区分にふるさと納税の合計額を計上して下さい。

確定申告書(第二表)			
○住民税に関する事項			
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	円	条 例 指 定 分
	住所地の共同募金会、 日 赤 支 部 分		都道府県 市区町村
			円

確定申告以外の税のお知らせ

市税を便利に納付できます

問 税務管理課(0798・35・3234)

口座振替

口座振替を利用すると、納期ごとに金融機関等に行く必要がないため、納め忘れの心配もなく、安心・便利です。

金融機関の窓口で手続きできるほか、市役所、各支所、アクタ西宮ステーション(土・日曜、祝日を除く午前9時~午後5時半)の窓口で、キャッシュカードと暗証

番号を使って口座振替申込ができるサービスも行っています(一部対象外の金融機関、キャッシュカードあり)。このサービスなら、金融機関で申し込む場合よりも早く口座振替登録ができます。

【口座振替できる市税】市県民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

クレジットカード(Yahoo! 公金支払い)

パソコンや携帯電話などからインターネットの「Yahoo! 公金支払い」システムを利用してクレジットカードで納付できます。ただし、1万円を超える場合は納付書1枚ごとに要決済手数料。また、現在、口座振替を利用してい

る人は、3月中に廃止の手続きが必要です。

【利用可能なクレジットカード】VISA、Master Card、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

携帯電話(モバイルレジ)

携帯電話などのカメラで納付書のバーコードを読み取り、モバイルバンキング(あらかじめ利用す

る金融機関へ利用申込が必要)に接続して納付できます。振込手数料は無料。

固定資産税
都市計画税

第4期 納期限2月29日

市税は必ず納期限までに納付してください。

問 課税について…資産税課

(0798・35・3269)

納税について…納税課

(0798・35・3233)

軽自動車税

廃車手続きは3月中に

軽自動車税は4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車を所有している人に1年分の税金がかかります。既に所有していないのに廃車や譲渡の手続きをしていない人は、3月中に手続きを済ませてください。

手続きの無い場合は、平成28年度も引き続き課税されますのでご注意ください。

問 税務管理課(0798・35・3209)

広告

阪神米穀のお米

えべっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)
■<http://www.ebessan.jp>

地元でとれたものを食べよう

私たちが住んでいる土地には、その風土や環境に適した食べ物が育っていて、おいしい状態で食べることができます。一人一人が地元でとれる食材を選ぶことが、地域の農業を応援することにもなります。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。